

令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務
仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が調った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名称

令和8年度県産木材の新たな流通体制構築に向けた実行性調査等委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託上限額

19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託契約の履行方法

企画提案（プロポーザル）方式の業者選定による随意契約とする。

5 基本的な考え方

本仕様書は企画提案書作成用であり、県が本業務の目的、到達すべき方向性及び提案を求める主な事項を示すものである。

本業務における分析手法、提案へのアプローチ手法、成果の整理方法等の具体的な実施方法は、提案者の専門的知見及びノウハウに基づく提案を求める。

6 業務の背景及び目的

本県は、年間の新設木造住宅着工戸数が全国3位と木材の需要が大きい県である一方で、県産木材の利用は低位にとどまり、輸入材や他県産材への依存が高い。この理由として、県産木材の供給が少量であることに加え、価格、納期、品質等の面で輸入材等に対する優位性を十分に示すことができず、需要者にとって県産木材を優先的に選択する合理的理由がないことから、「県産木材が選ばれない流通構造」が恒常化しているという実態等が考えられる。

この結果、県産木材供給側の増産投資も進まず、需要と供給が相互に制約し合う停滞構造に陥っていると同時に、市場主体の流通構造に起因して流通の各段階で需要情報と供給情報が分断され、需給のミスマッチ、長いリードタイム、価格・納期の不透明性等といった課題が発生している。加えて、大径材や低質材など多様な木材の受け皿となり得る大規模製材工場や集成材・合板工場、木質バイオマス発電施設など、住宅用構造材以外の大口需要がないことも県産木材供給量の増加に繋がらない要因と考えられる。

また、県内で年間5千立方メートル以上の素材生産能力を有する林業事業者は3者しかなく、約40社ある県内製材工場についても年間1万立方メートル以上の原木を消費する製材工場は1者のみで、大半が小規模・家族経営という状況にあり、

人材の高齢化等から今後減少傾向が予想される。

本業務は、こういった本県の林業・木材産業が抱える課題を踏まえ、川上から川下までを一体的に捉えた県産木材流通体制の新たな構築及び県産木材の安定供給体制の確立を図るため、その実現に向けた具体的構想を検討・提案し、県産木材供給量の増加に資することを目的とする。

7 業務内容

需要者が県産木材を選択する理由（コスト、品質、供給安定性、環境価値等）の明確化を図り、その選択を促す仕組みを検討するとともに、森林から産出される全ての県産木材が利用できる需要の創出・確保（出口戦略）と、想定される需要に合わせた県産木材の供給体制の在り方を一体的に検討し、例えばストックヤード機能の創設など、本県の林業・木材産業の実態に適した需要と供給の好循環を生み出す新たな流通体制の提案を行う。

あわせて、本県は、他県の先行事例に見られる事業の核となる人材の存在や既存の連携ネットワーク等の体制が十分とはいえない状況にあることから、木材関連事業者へのヒアリングや有識者会議などでの意見や議論を踏まえつつ、事業主体や関係者間の連携体制の在り方、新たな流通構造の整備手法を含め、実現可能性及び持続可能性を備えた事業構想の立案を行う。

本業務の内容は以下のとおりとし、成果は実現可能性の高い内容とする。

(1) 現状分析及び課題整理

本県の林業・木材産業の流通構造について総合的な調査・分析を行い、実態を明らかにするとともに、県産木材の供給が拡大しないボトルネックを検証する。調査等の実施に当たっては、適宜、現地視察やヒアリングなど適切な情報収集を行う。

なお、令和7年度に県内製材工場を対象として、乾燥及びJAS認証を集約化して行う工場導入計画の実行可能性についてヒアリング調査を実施しており、受注者はこの調査業務の成果を活用することができる。

以下、調査内容等を例示する。

ア 需給構造及び流通実態の把握

現況の木材流通におけるサプライチェーンを整理し、流通経路、リードタイム、滞留箇所等の流通実態を把握して需給構造を明らかにする。

イ 需要及び供給の潜在力調査

木材の需要側及び県産木材の供給側の実態を調査し、需要規模、供給可能量及び将来の見通し等を把握・分析する。

ウ 県外の需給実態の分析

県外の需要規模を調査・分析するとともに、県外に供給される県産木材の流通実態を把握し、県外需要及び供給の可能性について検討する。

エ 構造的課題の整理及びボトルネックの検証

原木供給側及び需要者側の課題も含めて川上から川下に至る県産木材流通に関する構造的課題を整理し、県産木材の流通拡大を阻害するボトルネックを検証する。

(2) 需要の創出・確保に関する検討（出口戦略）

ア 需要創出の検討

住宅分野における利用拡大、非住宅分野（公共建築、民間施設等）の需要開拓、大径材・低質材の利用手法、県外需要の取り込み等、県産木材の需要の可能性を提示し、県内外を含めた需要創出の具体的方策を検討する。

イ 需要確保（出口戦略）の構築

需要創出の具体的方策について、想定する需要者を具体化し、需要規模に応じた素材生産から製材・流通に至る供給体制の在り方を整理するとともに、長期契約、直接取引等の手法により安定的な需要を確保できる仕組みを検討し、実現に必要な条件を明確化する。

(3) 新たな流通体制の検討・提案

前記（１）（２）を踏まえ、本県の林業・木材産業の実態に適した事業スキーム（民間主導、県主導、官民連携等）を検討し、新たな流通体制を提案する。なお、検討・提案にあたっては、木材関連事業者を対象とするサウンディング調査を実施するとともに、有識者会議での意見・議論等を踏まえ、県と協議しながら行うものとする。

以下、新たな流通体制としてストックヤード機能の提案を例として示すが、これに限定せず、本業務の目的を踏まえた上で、実現可能性及び効果が期待できる多様な手法・スキームに関する提案を求める。

ア スtock機能を中心とした需給調整モデルの提案

想定される需要量及びその変動（時期、大型物件需要等）に対して、原木又は製材品のストック機能を活用した需給調整モデルを検討・提案する。あわせて、素材生産量及びその変動、供給能力の制約を踏まえた現実的な需給調整の在り方を検討する。

イ スtockヤードの配置・規模・運営モデルの具体化

必要機能（保管、乾燥、選別、品質管理等）、設置場所、規模、運営主体、運営体制及び在庫管理手法を含め、継続的に機能するストック体制と仕組みを具体的に検討・提案する。あわせて、原木の安定集荷に向けた供給側の体制の確保及び連携手法についても検討する。

ウ 運営手法の検討

在庫及び需給情報の可視化、マッチング機能、価格形成の仕組み、納期管理手法等を整理し、ICTの活用も含めた運営手法の仕組みを検討する。

エ 参画意向把握調査

木材関連事業者（供給側・需要側双方）を対象に、前記（３）アで提案する新たな流通体制への参画意向、参画要件、リスク認識等を把握・整理する。

(4) 事業持続性の検証

ア 採算性の検証

初期投資及び運営費を概算算定し、複数ケースによる収支シミュレーション及び損益分岐点分析を行い、事業の持続可能性を検証する。

イ リスク分析

供給・需要不足、在庫リスク、価格変動、参画者不足等のリスクを分析し、それぞれの対応策を検討する。

(5) 導入戦略及び事業構想の立案

ア 段階的導入モデル（スモールスタート）の設計

現状の需要規模及び供給能力を踏まえ、小規模から段階的に拡大する導入手法を検討・提案する。

イ 事業構想の立案

需要創出・確保及び供給拡大を一体的に実現できる事業構想を策定する。事業構想には、事業全体像、設置場所、事業実施主体、参画者の役割分担、ロードマップ及び行政の関与の在り方等を含めるものとする。

(6) 有識者会議の設置

ア 内容

本県の林業・木材産業に関する専門的知見及び実務的視点を踏まえ、調査・分析結果及び新たな流通体制の検討内容について、多角的な観点から助言を得ることを目的として有識者会議を設置する。

受注者は、業務の各段階において、会議を開催して意見を聴取するとともに、その内容を十分に整理・分析した上で、検討内容及び成果に反映させるものとする。

イ ファシリテーターの配置

会議の円滑な運営、意見の整理及び合意形成の補助を目的として、受注者はファシリテーターを配置するものとする。

受注者は、論点設定、意見の整理、結論への落とし込み等を行う能力及び実績を有する者をファシリテーター候補者として選定し、発注者と協議の上、決定するものとする。

ウ 開催方法等

・回数は4回程度とし、受注者は資料作成、準備、当日の運営・司会進行・議論集約、議事録作成を行う。

・有識者会議は、調査・検討の進捗段階に応じて開催するものとし、原則として、中間報告等により発注者と論点を整理した上で開催する。

・標準的な開催時期は、①調査方針及び論点整理の段階、②現状分析及び課題整理の段階、③需要創出方策及び新たな流通体制案の検討段階、④委託業務報告書案の取りまとめ段階を想定する。

・受注者は、有識者会議で出された意見を整理・分析し、その後の調査、検討及び成果品に反映させるものとする。

・会議の具体的な開催時期は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

・有識者は、県内の林業・木材産業に関わる事業者のほか、県外の木材流通の実例や実態に関する知見を有する者とし、10人から15人程度を目安とする。具体的な人選については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

・開催方法は、対面を原則とする。

・出席者への謝金等、開催に係る費用は委託料に含めるものとし、有識者会議には、発注者も参加するものとする。

8 実施体制

業務責任者を配置するとともに、林業、木材の生産・加工・流通・利用に関する専

門的知見を有する者を配置すること。

9 協議打合せ

協議打合せは必要に応じて適宜実施し、その概要を受注者が取りまとめ、発注者に提出するものとする。

10 成果物の納品

(1) 成果品

ア 中間報告

受注者は、発注者と協議の上定める時期に、その時点までの調査・検討内容、論点、今後の検討方針等をパワーポイント形式等で提出する。報告回数は3回程度とし、原則として有識者会議の開催前など、調査・検討の進捗段階に応じて実施する。

イ 委託業務報告書（概要版含む）

ウ 作業過程において分析したデータ、収支シミュレーション等に関する資料

エ その他、監督員が必要と認めるもの

なお、成果品の詳細な構成、提出形式、提出部数及び提出方法については、契約締結後、発注者と受注者が協議の上定める。

(2) 納品方法

電子データ（Word、Excel、PowerPoint のいずれかにて作成）

(3) 成果物の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品を公表、貸与または使用してはならない。

11 契約に関する条件

(1) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から県に移転することとする。

また、受注者は、受注者が従前より有する本業務の実施のために必要な著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面にて報告がない場合は、受注者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受注者の責任により対処するものとする。

(2) 発注者への協力等

受注者は、本仕様書にない事項であっても、本委託目的を達成するために必要な業務等があれば、県に対して積極的に提言することとする。また、受注者は、必要があれば、県の依頼に応じて委託業務に関する会議や打合せ等に参加するものとする。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項または業務上疑義のある事業が生じた場合、及び他の機関等に協力を求める業務を実施する場合は、その都度県と協議し、その指示に従うものとする。